物　品　売　買　契　約　書

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院 院長 小嶋 裕一郎（以下「甲」という。）と
##　　とは、次条の物品を乙が
甲に売り渡し、甲が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）
第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。
（１）物品名　　ＭＲＩ
（２）規格及び仕様　別紙仕様書のとおり
（３）数　　量　1式
（４）売買代金　　円　　（うち消費税及び地方消費税円を含む）
（５）納入期限　　令和7年10月31日
（６）納入場所　　ＭＲＩ検査室
（７）契約保証金　　免除（地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第１項第３号）

（検査の時期）
第２条　甲は物品の納入を受けたときは、その日から１０日以内に検査をおこなうものとする。
２　検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合において前項の規定を準用する。
３　検査に合格したときは、甲は、現品を受領するものとする。
４　物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

（危険負担）
第３条　前条第３項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、それが甲の過失による場合を除きすべて乙の負担とする。

（担保責任）
第４条　甲は、物品の納入後、当該物品に不適合を発見した場合、当該不適合が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙に対し相当の期間を定めて、当該物品を修補し、又は良品と交換するよう請求することができる。
２　甲は、乙に対し前項による請求ができる場合において、前項の不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該請求に代えて、又は当該請求とともに、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。
３　前二項による請求は、甲が第１項の不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知した上で行わなければならない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（代金の支払い時期）
第５条　売買代金の支払いは、第２条に規定する検査が完了し、甲が物品を受領した後、乙から適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に行うものとする。

（延滞違約金）
第６条　乙の責めに帰する理由により、納入期限までに、物品を納入しない場合には、乙は、甲に対して延滞違約金を支払うものとする。
２　前項の延滞違約金の額は、納入期日到来の日の翌日から納入する日までの日数に応じ、売買代金に対し遅滞日数に応じ契約金額に対して民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条の法定利率を乗じて得た額とする。
ただし、遅延利息の額が１００円未満であるときは遅延利息を支払わないものとし、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（支払遅延に対する遅延利息の額）
第７条　甲の責めに帰する理由により、第５条の支払期限までに売買代金を支払わない場合は、乙は甲に対して、前項の支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、甲が支払うべき金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和２４年法律第２５６号)第８条第１項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た遅延利息の支払いを請求することができる。また、遅延利息額に百円未満の額があるときはこれを切り捨てるものとする。

（解除等）
第８条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除し、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する金額を徴収することができる。
（１）乙が第１条に定める納入期限又は第２条第２項若しくは第４条第１項の指定期日までに良品を納入しないとき。
（２）乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと認められるとき。
（３）自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
ア　暴力団　（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

（費用の負担）
第９条　この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（秘密の保持）
第10条　乙は、業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の保護）
第11条　乙は、本契約の履行のため個人情報を扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（疑義の決定）
第12条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その１通を保有するものとする。

令和６年　月　日

甲　山梨県甲府市富士見1丁目１番１号
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院　院長　小嶋　裕一郎

乙　##
##
##